

取引先登録要領説明書

(ほくでんグループ資材契約代行業務用)

2024年10月

北海道電力株式会社

—目次—

第1章 取引先登録編

1. 目的	1
2. 本説明書の変更	1
3. 登録受付箇所	1
4. 新規登録手続き	1
5. 登録内容の変更手続き	2
6. 登録情報の取り扱い	2
7. 登録の取消	3
8. 現地調査・工場調査などの実施	3

第2章 取引の基本

1. 目的	4
2. 見積依頼先の選定	4
3. 見積依頼	4
4. 受注者の決定および注文内容の通知	4
5. 契約の履行	4
6. 検査	4
7. 支払方法	5
8. その他	5
9. 紛争の解決	5

第3章 電子商取引

1. 目的	7
2. 適用範囲	7
3. 用語の定義	7
4. 取扱説明書	8
5. 認証	8
6. 取引関係情報の到達と個別契約の成立	8
7. 個別契約の変更等	9
8. 調達システム障害時の措置	9
9. 障害による損害の負担	9
10. 調達システムの中止	10
11. 免責事項	10
12. 取引関係情報の正当性、安全性の確保	10

1 3. 運営・保守業務の委託	1 0
1 4. 装置等の整備および保守・管理	1 0
1 5. 取引関係情報の保管	1 0
1 6. 秘密の保持	1 1
1 7. 権利義務の譲渡	1 1
1 8. 損害賠償	1 2
1 9. 調達システムの解除	1 2
2 0. 協議事項	1 2
附則	1 2

本取引先登録要領説明書（以下「本説明書」という。）は、北海道電力株式会社が契約代行を受託している関係会社※（以下、「発注者」という。）との購買、請負工事、委託、物品の運送の取引に適用される。

※北海道電力ネットワーク株式会社を除く。

第1章 取引先登録

1. 目的

本章は、取引先登録における基本的な手続きについて定めるものである。

発注者は、資材の調達にあたり、取引先を選定する場合、事前に登録された取引先（以下「登録取引先」という。）の中から選定するものとし、取引にあたっては事前の登録を必要とする。

2. 本説明書の変更

発注者は、本説明書を変更することができるものとし、この場合、軽微な変更を除き、原則として、その1か月前までに当社ホームページにより、登録取引先に対して変更内容を周知する。

3. 登録受付箇所

登録手続きに関する受付は、北海道電力株式会社調達部とする。

4. 新規登録手続き

(1) 登録取引先になることを希望する場合は、本説明書を承諾のうえ、所定の「取引申込書」、「反社会的勢力排除に関する確約書」およびその他関係書類（以下「申込書類」という。）を登録受付箇所へ提出するものとする。

(2) 発注者は、申込書類に記載された内容に基づき、取引の可能性などについて検討し、登録の可否を決定する。

なお、次のいずれかに該当する場合、登録をお断りする場合がある。

- a. 架空の名義などを使用し、実在しない場合
- b. 申込書類に虚偽の事項を記載し、または記載漏れがある場合
- c. 金融機関などにより、過去に取引停止処分を受けている場合

- d. 暴力団等反社会的勢力の場合、またはこれらと関係を有することが判明するなど、取引に支障が予想される特別の事由がある場合
- e. その他登録取引先として登録することが不適当であると発注者が判断した場合

(3) 上記(2)の登録の可否結果については、メール等により通知する。

(4) 提出された申込書類については、原則として返却は行わない。

5. 登録内容の変更手続き

(1) 登録取引先は、登録内容に変更が生じた場合、所定の「登録内容更新届」に最新事項を記載のうえ、登録受付箇所に届け出るものとする。

なお、「登録内容更新届」は、当社ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 上記(1)に定める変更手続きがない場合、発注者は、登録内容に変更のないものとして取り扱うものとする。

(3) 登録取引先による所定の変更手続きがなされないことに起因する、指定振込先への契約金額の振込が不能となった場合の取り扱いは、次のとおりである。

- a. 発注者は、契約金額の支払のために、正しい振込先の調査義務を負わない。
- b. 発注者は、登録取引先の変更手続きなどにより正しい振込先が明らかになり次第、改めて契約金額の振込を行う。
- c. 発注者は、登録取引先の所定の変更手続きがなされないことによる契約金額の支払遅延に対し、遅延期間の利息およびその他の一切の補償の責を負わない。

6. 登録情報の取り扱い

(1) 発注者は、登録取引先に関する情報を管理する。

なお、一定期間情報の更新が無いなど、登録内容の最新性の確認を発注者が必要と判断した場合、上記5.(1)の手続を依頼する場合がある。

(2) 発注者は、登録取引先の名称および住所を発注者の登録取引先に関する情報として開示することがある。

(3) 発注者は、次の場合を除き登録取引先の名称および住所以外の情報を開示しない。

- a. 情報開示について登録取引先の同意がある場合
- b. 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合

7. 登録の取消

発注者は次のいずれかに該当する場合、登録取引先の登録を取消すことがある。

発注者の措置により、登録取引先に損害が生じても、発注者は、一切損害を賠償しない。

- (1) 申込書類の内容に虚偽の事実があった場合
- (2) 登録取引先の経営信用状態が著しく悪化した場合
- (3) 発注者との契約に違反するなど、登録取引先に不诚信行為があった場合
- (4) 変更手続きがなされないことに起因して、支払など取引に支障が生じる場合
- (5) 建設業法など関係法令による登録・許認可が取り消され、取引に支障が生じる場合
- (6) 登録取引先が暴力団等反社会的勢力であること、またはこれらと関係があることが判明した場合
- (7) その他、取引に支障が予想される特別の事由がある場合

8. 現地調査・工場調査などの実施

発注者は、必要に応じて追加資料やサンプルなどの提出や説明を求める場合および発注者による現地・工場調査などを依頼する場合がある。

第2章 取引の基本

1. 目的

本章は発注者が登録取引先との取引における基本的な契約条項について定めるものである。

2. 見積依頼先の選定

発注者は見積依頼を実施する場合、案件毎にそのコマーシャル面およびテクニカル面などから、適格と判断される登録取引先を見積依頼先として選定する。

従って、登録取引先としての登録により、直ちに個別の案件の見積依頼先となるものではない。

3. 見積依頼

発注者が見積依頼を実施する場合、上記2. により選定した見積依頼先に対して見積の方法・条件などを提示するものとし、見積依頼先は発注者の指定する期日までに、見積書を提出するものとする。

なお、次の場合は見積依頼を省略する。

a. 単価契約に基づく契約の場合

b. 発注者と受注者が協議のうえ契約金額の決定が可能な場合

4. 受注者の決定および注文内容の通知

発注者は、所定の手続きにより受注者を決定し、契約金額などの注文内容を通知する。

注文内容の通知方法は所定の注文書を送付またはほくでんグループ調達システム（以下、「調達システム」という。）による注文情報の送信によるものとする。

なお、調達システムの利用は第3章で定める電子商取引に関する所定の手続きを必要とする。

5. 契約の履行

受注者は、契約条件に合致する物品の納入、請負工事、委託、物品の運送を、発注者が指定する場所で指定する期日までに完了しなければならない。

6. 検査

- 発注者は、次の場合、必要な検査を行う。
- a . 発注者に受渡される物品が納入されたとき
 - b . 請負工事、委託、物品の運送が完了したとき

7. 支払方法

- (1) 発注者は、契約金額に消費税等相当額を加算した金額を、原則として検査に合格した翌月末までに一括で支払う。ただし、発注者と受注者が協議のうえ、別の支払方法を定めたときはこの限りではない。
- (2) 消費税等相当額の算出方法は、契約金額に消費税および地方消費税の相当税率を乗じ、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- (3) 発注者による支払は、申込書類で指定された振込先への振り込みによるものとし、振り込みと同時に受注者がこれを受領したものとみなす。

8. その他

- (1) 発注者との契約にあたり、受注者による契約不履行があった場合、発注者は、契約の解除および損害賠償請求を行うことがある。
- (2) 発注者、受注者ならびに見積依頼先は、本説明書の適用期間中はもとより、適用期間終了後においても、取引を通じて知り得た相手方の情報を、当該情報を有する相手方の文書による事前承諾なしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、あらかじめ文書による発注者の承認を得た場合を除き、契約によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

9. 紛争の解決

- (1) 本説明書の条項の解釈、または本説明書にない事項について疑義が生じた場合、発注者および登録取引先は、誠意をもって問題を解決するよう努めるものとする。
- (2) 本説明書および取引については、日本国の法令に準拠し、その効力は日本国の法律に従って解釈されるものとする。

(3) 発注者と登録取引先との間で訴訟が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第3章 電子商取引

1. 目的

(1) 発注者および受注者間の取引を円滑かつ合理的に行うことの目的に、ほくでんグループ調達システム（以下「調達システム」という。）を利用する場合の取り扱いを定めるものである。

(2) 調達システムの利用を希望する場合は、本説明書を承諾のうえ、所定の「電子取引申込書」により申込むものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合、利用をお断りする場合がある。

- a. システム環境の制約から正常に動作しないと考えられる場合
- b. その他本システムの利用が合理的でないと発注者が判断した場合

2. 適用範囲

(1) 調達システムを利用して行う発注者および受注者間の個々の資材取引（以下、「個別契約」という。）に関する見積依頼およびその回答、個別契約の申込およびその承諾、個別契約の変更・解除の申込およびその承諾ならびに検収情報の通知についての業務に適用する。

(2) 個別契約の内容は、発注者および受注者が別途協議のうえ決定する。

(3) 個別契約の全部または一部については、発注者および受注者が合意のうえ、隨時変更または解除することができる。

(4) 本説明書に定めのない事項については、個別契約の内容に応じて、「購買見積要領説明書（ほくでんグループ資材契約代行業務用）」、「請負工事見積要領説明書（ほくでんグループ資材契約代行業務用）」、「委託契約見積要領説明書（ほくでんグループ資材契約代行業務用）」または「運送見積要領説明書（ほくでんグループ資材契約代行業務用）」によるものとする。

3. 用語の定義

本章で使用する「取引関係情報」とは、発注者および受注者間の資材取引において、個別契約に関する諸情報のうち、調達システムを利用して送受信し、相手方に提供されるすべ

ての情報（見積依頼情報、見積回答情報、注文情報、注文回答情報、検収情報およびこれらに関連する情報を含む。）をいう。

4. 取扱説明書

- (1) 調達システムにおける取引関係情報のメッセージフォーマット、運用時間、保存期間および送受信確認方法その他調達システムの実施のために必要な事項については、発注者が別に定める「ほくでんグループ調達システム取扱説明書（以下、「取扱説明書」という。）」
- (2) システムの変更、その他の事由により取扱説明書を変更する必要が生じた場合は、発注者は取扱説明書を変更することができる。このとき、発注者は必要に応じて受注者と協議を行うものとする。

5. 認証

- (1) 調達システムの利用にあたっては、受注者は、あらかじめ発注者が設定し通知したユーザーIDおよび初期パスワードを使用するものとし、初期パスワードについては受注者が適宜変更できるものとする。
- (2) 受注者は、ユーザーIDおよびパスワードの使用および保管について厳重に管理するものとする。
- (3) 調達システムに関し、ユーザーIDおよびパスワードの情報が漏洩した疑いがあるときは、発注者・受注者それぞれ相手方に連絡し、速やかに対応を図るものとする。
- (4) ユーザーIDおよびパスワードの設定、通知等の取り扱いについては、運用マニュアルによるものとする。

6. 取引関係情報の到達と個別契約の成立

- (1) 調達システムを利用した発注者の取引関係情報は、当該取引関係情報がサーバ※に記憶された時点で受注者に到達したものとする。
- (2) 調達システムを利用した受注者の取引関係情報は、当該取引関係情報がサーバ※に記憶された時点で発注者に到達したものとする。

(3) 受注者は、個別契約の申込に関わる発注者の注文情報を受信した場合は、当該注文情報がサーバ※に記憶された時点から遅滞なく諾否の通知を行うこととし、受諾の注文回答情報がサーバ※に記憶された時点を契約成立時点とするものとする。

なお、受注者からの受諾の注文回答情報の送信が、発注者からの注文日の翌日以降の場合は、注文回答情報がサーバ※に記憶された時点で、発注者からの注文日に遡って契約が成立するものとする。

(4) 発注者または受注者は、自己の責めによらない事由によりサーバ※に記憶された取引関係情報を確認できない場合は、直ちに相手方に対してその旨を書面または口頭により通知するものとする。

(5) 前項の通知がある場合には、通知日付で当該取引関係情報の提供は取消されたものとする。

※サーバとは、調達システムの利用に際し、取引関係情報（「見積依頼情報」、「見積情報」、「注文情報」、「注文回答情報」およびこれらに関連する情報を含む）を記憶させる電子計算機の総称をいう。

7. 個別契約の変更等

個別契約の全部または一部を変更または解除する必要が生じた場合は、発注者および受注者は、調達システムを利用してこれを行うことができるものとする。

8. 調達システム障害時の措置

電子計算機、通信装置、通信回線の故障またはその他の事由により、調達システムに障害が発生した場合は、発注者および受注者は協議のうえ対策を講じるものとし、調達システムの復旧に時間を要すると判断した場合は、必要に応じて所定の注文書等の書面を提供するか、それに代わる方法により相手方に意思表示し、または通知するものとする。

9. 障害による損害の負担

発注者または受注者は、自己の責に帰すべき事由により調達システムに障害を与えた場合は、当該障害により発生した損害を負担するものとし、自己の責に帰すことのできない事由により障害が発生した場合は、調達システムの復旧に要する費用の負担について、発注者および受注者協議のうえ決定するものとする。

10. 調達システムの中止

発注者は、調達システムの保守および工事を行うとき、ならびに不可抗力により調達システムを利用できないなどやむを得ないときは、調達システムの利用を一時的に中止することができる。このとき、発注者は受注者にその旨を通知するものとし、発注者および受注者は、必要に応じて所定の注文書等の書面を提供するか、それに代わる方法により相手方に意思表示し、または通知するものとする。

11. 免責事項

天災その他不可抗力など、発注者の責に帰すことのできない事由によって生じた調達システムの障害および上記11.に定める調達システムの中止により受注者に損害が発生したときは、発注者は一切その責を負わないものとする。

12. 取引関係情報の正当性、安全性の確保

発注者および受注者は、調達システムのサーバ※に記憶された取引関係情報および受信した取引関係情報を改ざんしてはならない。

13. 運営・保守業務の委託

発注者は、調達システムの運営・保守業務を第三者に委託することができる。

14. 装置等の整備および保守・管理

(1) 発注者および受注者は、調達システムを利用するためには必要なインターネット接続に関わる装置および通信回線を、それぞれの負担において用意するものとし、善良なる管理者の注意義務をもって保守・管理を行うものとする。

(2) 発注者および受注者は、調達システムの利用について、有害なコンピュータープログラムを送信する行為、その他の調達システムに障害を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

15. 取引関係情報の保管

- (1) 発注者は、調達システムの取引関係情報について、運用マニュアルに定める期間、当社および発注者が管理する記録媒体にて保存するものとする。
- (2) 前項に拘わらず、法令に基づく取引関係情報の保存が必要な場合は、発注者および受注者それぞれの負担において保存するものとする。

16. 秘密の保持

- (1) 発注者および受注者は、調達システムの利用により知り得た情報を、第三者に開示または漏えいしてはならないものとする。ただし、上記14.の定めにより発注者が委託する場合、発注者または受注者があらかじめ相手方の承諾を得た場合は、開示することができるものとする。
- (2) 次の各号に定める情報は、上記(1)に定める情報から除外するものとする。
 - a. 調達システムの実施以前に公知である情報
 - b. 調達システムの実施以前に既に自ら保有していた情報
 - c. 自己の責に帰すべき事由なく公知となった情報
 - d. 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (3) 受注者は、調達システムの利用に必要な情報を、発注者の取引関係情報を確認する必要があると受注者が判断して選任した者のみに使用させるものとし、その選任をした者以外の者に不正に当該取引関係情報が取得されないよう、適切な措置を講ずるものとする。また、受注者は、自らが選任した者の行為について、発注者に対して一切の責任を負うものとする。
- (4) 発注者または受注者は、上記(1)または上記(3)の定めに違反し、第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。
- (5) 本項の規定は、調達システムの解除後においても有効に存続するものとする。

17. 権利義務の譲渡

発注者または受注者は、本説明書により生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡、継承もしくは担保に供してはならないものとする。ただし、あらかじめ文書により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

18. 損害賠償

発注者または受注者が本説明書の定めに違反し、相手方に損害を与えたときは、違反した当事者は損害を被った相手方に損害賠償を請求できるものとする。
なお、損害賠償の金額については、発注者および受注者協議のうえ決定するものとする。

19. 調達システムの解除

- (1) 発注者または受注者は、調達システムの利用を取り止める場合、相手方に対し書面で通知することにより解除することができる。
- (2) 一定期間登録情報の更新が無いなど調達システムの利用が合理的でないと発注者が判断したとき、または法令および本説明書に違反したときは、発注者は相手方に催告することなく、ただちに調達システムを解除することができるものとする。
- (3) 発注者または受注者は、相手方が本説明書に基づく債務の履行を怠ったとき、本説明書の履行が著しく困難と認められるとき、または法令および本説明書に違反したときは、相手方に催告することなく、ただちに調達システムの利用を解除することができるものとする。
- (4) 上記（3）により解除した場合において発注者または受注者が相手方に損害を与えたときは、発注者または受注者は相手方に損害賠償を請求できるものとする。
なお、損害賠償の金額については、発注者および受注者協議のうえ決定するものとする。

20. 協議事項

本説明書の解釈に疑義が生じたとき、または本説明書に定めのない事項については、発注者および受注者は誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

附 則

1. 適用開始時期

この取引先登録要領説明書は、2024年10月1日から適用する。